

第 15 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 2 月 21 日（金）午後 1 時 30 分

会 場 市役所本庁舎 3 階 第 1 会議室

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸
16 番 渡部 信夫	17 番 庄司 英喜	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

会長 19 番 京野 貞夫

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 28 号 会務報告について

報告第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 86 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 87 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 88 号 農用地利用集積計画について

議案第 89 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 90 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（案）について

議案第 91 号 賃借料情報の提供について

議案第 92 号 農作業料金基準額について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長職務代理者（あいさつ）

本日は、京野会長が入院中のため、欠席願が提出されておりますので、喜多方市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、18 番木戸が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の総会には、報告 2 件、議案 7 件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあ

げ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

本日の欠席委員は、19番 京野貞夫会長であります。

定足数に達しておりますので、これより第15回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、7番 齋藤澄子委員、10番 武藤常雄委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第28号 会務報告について」、「報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第28号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔24件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第28号及び報告第29号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員。

○小林千代松委員

13番小林です。7ページの案件No.9から9ページの案件No.13までですが、解約の理由及び備考の欄に賃借料の見直しのためとなっておりますが、ということか説明をお願いしたい。

○事務局

案件No.9からNo.13まででございますが、外の契約と賃貸料がまちまちであったことから、管理上わかり易くしたいということでございまして、解約をしたいということで申し出がございました。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

はい、わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第28号及び報告第29号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第28号及び報告第29号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第86号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転7件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、9番 木村富士男委員、No.2については、8番 山口久人委員、所有権移転のNo.1については、13番 小林千代松委員 No.2、No.3については、9番 木村富士男委員、No.4、No.5、No.6、No.7については、6番 菅井大輔委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第3条権利設定 案件No.1について、補足説明いたします。去る2月1日午前10時30分ごろから、被設定人の〇〇〇さんと現地確認並びに聞き取り調査を行いました。設定人の〇〇〇さんは、市外在住のため、電話にて確認を行いました。申請地は、被設定人が譲り受ける

空き家のすぐ近くにありました。面積がわりと大きく、農作業は未経験ですが、設定人の〇〇〇さんから以前使用していた、農機具を譲り受けて、いろいろな野菜を作ってみたいとのことでした。3年位は貸借で様子を見て、慣れて来たら、所有権を移転したいとのことでした。将来的には、現在リホームしている空き家で農泊などもやってみたいとのことでした。以上です。

○山口久人委員

〔権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第3条権利設定 案件No.2について、現地調査の報告をいたします。去る2月8日午前10時ごろ、賃貸人の〇〇〇氏、賃借人の〇〇〇氏宅にそれぞれ訪問いたしまして、資料を参考に申請内容の確認をいたしました。昨年までの賃借人から遠隔地のため耕作出来ないとの話を受け、隣接する田を所有する〇〇〇氏が借り受けるものです。周辺はすべて水田であり、何ら問題ないものと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第3条所有権移転 案件No.1について、報告いたします。去る2月4日午前7時ごろ、譲受人の〇〇〇さんと電話にて実情調査をいたしました。田は8筆で今までも〇〇〇さんが耕作をしており、今後も水稻を作付けするということで、認定農業者であり規模拡大をするということで、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。現地については、積雪のためタブレットで農地を確認いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.2、No.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第3条所有権移転 案件No.2、No.3について、補足説明いたします。まず案件No.2についてですが、去る2月8日午前9時30分ごろから、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんと一緒に現地確認並びに聞き取り調査を行いました。現地確認については、積雪で農地の状態や詳細はよくわかりませんでした。〇〇〇さんとは昔から顔なじみで、

今回の申請する以前から話を聞いていて、現地を見たこともありました。〇〇〇さんは、以前は申請地のすぐ隣に住んでいましたが、現在は塩川町に住んでおり管理も出来ないため、〇〇〇さんに譲りたいとのことでした。また、〇〇〇さんも自宅に隣接しているため、譲り受けて一部は家庭菜園として利用し、残りについても草刈りやトラクターで耕して管理することでしたので、今回の申請は問題ないと判断いたしました。

続きまして、案件No.3についてですが、去る2月10日午前10時30分ごろから、譲受人の〇〇〇さんのお父さんと一緒に現地確認並びに聞き取り調査を行いました。現地確認については、こちらも積雪で農地の状態や境界はよくわかりませんでした。譲渡人の〇〇〇さんとは、電話にて内容の確認を行いました。〇〇〇さんは〇〇〇市に住んでおり、耕作管理出来ないため〇〇〇さんに譲り渡したいとのことでした。〇〇〇さんは、自宅への進入路の隣でもあり、〇〇〇さんの田んぼとも隣接していることもあり、要望を受けるとのことでした。以上です。

○菅井大輔委員

〔所有権移転のNo.4、No.5、No.6、No.7について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番菅井です。農地法第3条所有権移転の案件No.4からNo.7について、ご報告いたします。これらの案件は、譲受人が同一であり譲渡人は申請地を親から分割相続した4名で、兄弟関係にあることから一括してご報告いたします。昨日2月20日午後1時より、譲受人の〇〇〇さん宅において〇〇〇さんから聞き取り調査を行いました。積雪のため現地確認は出来ませんでしたので、農地ナビで地図上での確認を行いました。譲渡人4名については、申請内容について確認をいたしました。なお、申請地の地目はすべて畑となっておりますが、譲渡人〇〇〇さんの〇〇〇14-6の一部と〇〇〇さんの〇〇〇14-5及び〇〇〇さんの〇〇〇14-1の農地は現況は田であり、昨年まで別の方が水稻を作付けしておられました。〇〇〇さんはこれらの農地の近くに住んでおり、権利取得後はそばを中心に自生しているわらびや山菜、自家用野菜を栽培する予定です。水田に関しては、機械作業を委

託し、ご自分の名義で水稻を耕作するとのこと。また、草刈り等を実施して、周辺農地に影響を及ぼさないことを確認いたしました。以上のことから、調査の結果、本申請に伴う権利の取得については問題がないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第86号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第86号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、8番 山口久人委員、No.2については、

4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら

報告を求めます。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第5条所有権移転の案件No.1 について、現地調査の報告をいたします。去る2月14日、現地調査は大雪のため出来なかったことから、委員会の事務局に譲渡人、譲受人の代理人である〇〇〇行政書士、五十嵐推進委員、小林次長と私で現地の積雪前の現地の写真と地図を参考にして、申請内容の確認をいたしました。譲受人〇〇〇業者の株式会社〇〇〇の所有する宅地の駐車場が手狭であるため、隣接する申請地の畑を購入し、駐車場として利用する予定です。周辺はすべて宅地であり、周辺に農地はありません。よって、今回の移転による問題はないものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。農地法第5条所有権移転の案件No.2 について、説明申し上げます。去る2月12日午後3時より、譲渡人の〇〇〇さん、〇〇〇さんは兄弟でありまして、また 譲受人の株式会社〇〇〇さん、両名とも欠席でございました。そして、その双方の代理人でございます行政書士の〇〇〇さんが立ち会い、私と花見推進委員、高橋主事の立ち会いのもと現地調査を行いました。本案件は、説明にもありましたとおり、譲受人が営業所建築のため購入するものでございます。大雪のため、申請地の土地の状況等は確認出来ませんでしたが、周辺は東側は国道、周りには農地はなく住宅地となっております。よって、隣接地に土砂の流出を防止するため、地固め行い行いまして、雨水は地下浸透とし、上下水道が完備されておりますのでそれを利用するということでございます。申請地は、土地改良区の地区外でもありまして、今後とも支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第87号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第87号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第88号 農用地利用集積計画について」を議題いたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.52、No.53を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.52、No.53を除く利用権設定75件、所有権移転5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第88号のNo.52、No.53を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第88号のNo.52、No.53を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号のNo.52、No.53を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第88号のNo.52、No.53の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、12番 小沢 勝則委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、小沢勝則委員の退席を求めます。

※（ 12番 小沢勝則委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.52、No.53の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第88号のNo.52、No.53の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第88号のNo.52、No.53の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号のNo.52、No.53の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

12番 小沢勝則委員の着席を求めます。

(12番 小沢勝則委員着席)

○議長

続きまして、「議案第89号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積等促進計画の機構借入No.9、機構貸付No.9を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔機構借入No.9、機構貸付No.9を除く促進計画（案）65件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第89号の機構借入No.9、機構貸付No.9を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

はい、小林千代松委員。

○小林千代松委員

13番小林です。ページ42ページのNo.5ですが、これは賃借料が0円となっておりますが、こういった理由で0円となっているのか説明をいただきたい。

○事務局

こちらの金額について0円ということで事務局の方で確認しておりますが、どのような理由で0円になったかは、今手元の方に資料がございませんので、今すぐ調べて後ほど回答いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

只今、資料を確認して来るということで、一旦休議とさせていただきます。

～ 休 議 ～

○議長

只今より再開いたします。事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局

回答に時間を要してしまい大変申し訳ありませんでした。只今確認したところ、所有者の方については自分では耕作出来ないということで、荒らすよりは0円でも活用していただいた方が良いということで、この様な金額の設定となったということでございます。

○議長

小林千代松委員、よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

はい、わかりました。

○議長

外にございませんか。

○小林千代松委員

はい、高野委員

○高野進委員

5番高野です。この表の中に賃借権と賃貸借という表現が出て来ますが、こちらのそれぞれの理由や違いをお聞きしたい。

○事務局

申し訳ありません。私どもの誤りでございます。意味は同じでございます。貸借でございます。

○事務局

今後資料につきましては、統一する形でご審議いただく様に対応いたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長

小林千代松委員、よろしいでしょうか。

○高野進委員

はい、わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第89号の機構借入No.9、機構貸付No.9を除く案件について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号の機構借入No.9、機構貸付No.9を除く案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第89号の機構借入No.9、機構貸付No.9の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、9番 木村富士男委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、木村富士男委員の退席を求めます。

※（ 9番 木村富士男委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔機構借入No.9、機構貸付No.9の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第89号の機構借入No.9、機構貸付No.9の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第89号の機構借入No.9、機構貸付No.9の案件について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号の機構借入No.9、機構貸付No.9の案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

9番 木村富士男委員の着席を求めます。

（9番 木村富士男委員着席）

○議長

ここで、5分程度の暫時休議といたします。

そちらの時計を基に再開は2時45分とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

～ 休 議 ～

（ 農業振興課入室 ）

○議長

それでは、議案審議を再開いたします。

「議案第90号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（案）について」を議題といたします。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により市が地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定める軽微な変更を除き、あらかじめ関係者の意見を聴かなければならないとされておりますので、意見を求めるものです。

つきましては、先に事務局より議案の朗読をさせます。

内容につきましては、喜多方市農業振興課より説明を求めます。

○事務局

〔議案の朗読〕

○農業振興課

〔農業経営基盤の強化の促進に関する計画（案）について説明〕

○議長

それでは、議案第90号についてご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員

○横山敏光委員

14番横山です。逆にどの様な意見が聞きたいのか。

○農業振興課

どの様な立場で、どの様な意見を出せばいいのかというところではありますが、やはり色々な視点があろうかと思いますが、農業委員会さんであれば農地の話しで、ここの集落にこの人が入っていないのではないかなどの話しがあろうかと思いますが、細かいところの誰がどうかというところは、皆さんのところではもうないのかと思いますので、農業委員会さんの農地最適化などの立場ではなくても、今後の担う者については、例えば一定の要件があった方が良くはないかなどの意見もあってもいいのかと思っておりますので、広い視点でご意見をいただけると助かります。

○議長

はい、横山委員

○横山敏光委員

資料をいただいたのが一昨日でしたが、駆け足で見ようとしたんですが感想を言うと絵に描いた餅だと感じざるを得ない様な気がします。正直言って私が知っている限りで作成した案というものは、この1年近い間にもう崩れている状況で、ここに入っている地図はもう既に過去の話で、今

ではないというのが実感です。大きな話でということと言うと、米農家を維持するという国の方の方針が、どの様に考えるかで現場に預けられても困る話だということです。細かい話しで言うと大変なので、大きな話でまとめて終わらせていただきます。

○農業振興課

おっしゃる通り、2年間という期限がある中で作って来た中でリアルタイムな情報にはなっていないので、今後直しなどもしながら、より現実近づけて行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

はい、木村委員

○木村富士男委員

9番木村です。担う者の追加のエントリーは、すぐに簡単に出来る様になったのでしょうか。具体的に言いますと熊倉の勝本集落で6ha程耕作されていた方が急に亡くなられて、その田をどうするかと言う時にエントリーされていないと買うことも借りることも出来ないという条件があったと思うので、これについて緊急に対応するにはエントリーが大変で、すぐに出来ないという状況では農地が守っていけないと思いますので、その辺りのやり方が変わったのかということと、このファイルは家に置いてもしょうがないので、例えば熊倉公民館に置いて誰でも見れる様な状態にしておいた方が良いでしょうか。以上です。

○事務局

耕作者が体調を悪くされて耕作出来ない等、突発的なことがあろうかと思いますが、エントリーについてはとりあえず提出をしていただいて、後追いという形になりますけども、見直しの際に追加するといった形で進めて行きたいと思っております。

○議長

はい、木村委員

○木村富士男委員

見直しというのは、今度、地域計画がスタートしてから年に1回必ず直

しをやらなければならないなどの決まりはあるのでしょうか。

○農業振興課

見直しについてなんですが、必ず1回しなさいといった規定は正直ないですが、皆さん毎年1歳ずつ年を取って行きますし、先程木村委員の方からもありましたように、急にお亡くなりになってしまったなどありますので、出来れば年1回の見直しをしていただけるように、市の方としては各集落さんの方をお願いしたいと思っています。ただ、その直しのタイミングですが、農地の移動が秋上げが終わってから始まるわけですので、その時に見直しをするとばたばたとなってしまう可能性がありますので、出来れば夏ごろに出来れば良いのかと課内の中では検討中です。そのころに誰かリタイヤする人がいますかなど、そのような事を市全体で見直しの呼びかけをすると共に各集落で、例えば総会時などにこの話をしていただき随時見直しをしていければ良いのではと思っております。公民館に置く話しについては、個人情報ということではありますが、農業を担う者が今リタイヤを予定している耕作者がわからないとだめだと思います。ですので、集落によっては、例えば私の集落では集落ビジョンを置いておいて、何かあったら相談してくださいという感じでやっていたりしますので、担う者一覧がありますのでそれを見ていただくのは、カギをかけるまではしなくてもその辺りをご配慮いただいて配置していただいても良いと思います。逆にその方が熊倉地区は運用し易いというのであれば、構わないと思いますので、だめだとは言えないです。

○木村富士男委員

個人情報になるのでは、やはりやらない方がいいのかもしれませんが、先程の年1回の見直しで、見直した時の提出する用紙とかは決まっていないのでしょうか。これからでしょうか。

○農業振興課

はい、これからです。去年の11月に各集落さんに確認していただいたのは、かなりめんどろだったと反省しております。見直しの際の様式は皆さんの意見を踏まえ、課内で検討してよりシンプルに出来るよう改善して行

きたいと思います。まだ今この場でお示し出来るものはないんですが、この様な感じで、この様なスケジュールで、この様な様式でというのが出来れば、また皆さんに事前にお知らせしてから出来ればと思いますので、その際にはまたご協力をお願いいたします。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、渡部信夫委員

○渡部信夫委員

16番渡部です。先ほど横山委員、あるいは木村委員からもありましたが、間もなく年度末に入ります。今、出来上がった一応リアルタイムにはなり切っていないと言う話しもその通りだろうと思います。年度末になると集落ビジョンの担当者が場合によっては、人が変わる可能性もあって、来年の夏ぐらいにとっても、どういう組織母体がメンテナンスを行うのかそれすら見えていない中で、我々農業委員もこのメンテナンスに対してどういう立場で関わって行くのかということもまったく見えてこないと思うので、そういった道筋をしっかりとやはり策定されて、私が思うに本来は当初予算に各地域のメンテナンスに関わる集落ビジョンの代表者には、一定程度の報酬を差し上げて、やはり継続的にやっていただけるような体制を作らないと、先程絵に描いた餅という話もありましたが、やはり実態として生きた計画がメンテナンス出来て行かないんだろうと思います。ですので、担当課についてはしっかりと運営システムを考えていただいて、農業委員の関わり方をしっかりと策定しながら、我々に対して職務であれば我々は公務で引き受けますので、早めに段どって計画していただきたい。あともう1つは、メンテナンスの際にこれまでもありましたが、入り作者としての担う者が話し合いに入ってこれないと、集落の主だった方が集まっても半分以上が入り作だという地区もあるので、その辺のバランスをうまく取って、話し合いの場に入り作者もきちっと入って行けるような協議する場を早めに計画して作っていただければと思いますので、なよろしくお願

したいと思います。以上であります。

○農業振興課

度々、農業委員の皆さん、最適化推進委員の皆さんからいわゆる集落の役割、そしてその進め方、体制ということはご指摘いただいております。我々の方もなるべく集落に負担がかからないようにするにはどうしたらいいのかというところを一生懸命考えているところですが、今の渡部委員のご指摘の通り、まだ示せていないのが現状で、反省すべき点と思ってございます。大変申し訳ありません。なるべく早めにいわゆる集落の役割、運営システム、このような進め方はどうでしょうというようなことはご提案出来ればと思いますので、引き続き検討させていただければと思います。今回の地域計画でも大きく規模拡大したいところ、ほとんどが入り作の方のところというところもありますので、話し合い、見直しも含めて設定する時には入り作の方にも声をかけていただくように、我々としてはお依頼するとか、あとは集落との話し合い代表の方との話しもありますけども、こういう人も呼んだ方がいいんじゃないかという声掛けなどをして行ければと思います。集落、地区として地域農業をどういう風に守って行くのかという話し合いには重要なメンバーとなっているかと思っておりますので、そのような話し合いの場に参加出来るような、楽しい前を向いた会議、打ち合わせになって行けるように努力して行きたいと思っております。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

ここで質疑を終了し、農業振興課の職員の方は退席といたします。

○議長

それでは、議案第90号についてを審議します。

お諮りいたします。議案第90号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第91号 賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、2月3日に開催された農政委員会での協議内容の報告があれば、農政委員長より報告をお願いいたします。

○菅井大輔委員（農政委員長）

〔協議内容の報告〕

農政委員長の菅井でございます。賃借料情報及び農作業料金基準表をお示しするのは、例年に比べて一ヶ月程遅くなりましたこととお詫び申し上げます。2月3日に第3回農政委員会を開催いたしまして、各委員より様々なご意見をいただきながら、活発な議論がなされたところでございます。現在、世の中のすべての物価が上っているという中におきまして、賃借料においても同様かというご意見もございましたが、今年以降の米価においてもまだまだ不透明であることを鑑みまして、現状維持、あるいは微増という賃借料に落ち着いたところでございます。なお、来年度は地域の範囲を含めて、早い時期から協議を行うということで決定しております。本日も審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第91号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、庄司委員

○庄司英喜委員

17番庄司英喜です。今程、委員長からの報告がありましたが、令和8年の地域の範囲の見直し、これについては必ずやってください。今年も発言をしましたが、委員会の中でいろいろそのようなことがあると、必ず令和8年の範囲には、その声を反映させましょうと言うことがありましたけども、その辺については委員長から強くは申し上げなかったので、私も補足的にその時の発言も踏まえて、必ずまた来年にということがないように、必ずその点だけは念押しをしておきたいと思います。以上です。

○議長

委員長、何かございますかその点に関して

○議長

それでは事務局

○事務局

大変貴重なご意見ありがとうございます。農政委員会中でも私も出席しておりまして、その辺につきましては皆さんと検討した内容通り、今年の早い時期に賃借料につきましては10月までの貸し借りがあったものということではございますが、地域割につきましては早いうちから検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

庄司委員よろしいでしょうか。

○庄司英喜委員

はい、わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第91号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第92号 農作業料金基準額について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、2月3日に開催された農政委員会での協議内容の報告があれば、農政委員長より報告をお願いいたします。

○菅井大輔委員（農政委員長）

〔協議内容の報告〕

農政委員長の菅井でございます。農作業料金につきましては、今ほど事務局から説明があった通りでございます。加えまして、過去数年連続で農作業料金は上がって来たということを踏まえまして、令和7年については最低賃金のアップのみを考慮した金額となっております。金額は、微増若しくは据え置きとなっております。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第92号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部信夫委員。

○渡部信夫委員

16番渡部です。先ほど地区割の見直しを来年に向けてとのお話がありました。私は今回の内容についてというよりも、令和8年に向けて申し上げたいことがございます。この表でいうと一般作業が7,640円ということで、最低賃金を視野に入れながらということでの単価アップだと聞いています。一般作業というような頼み方で農作業を頼むことが世の中にどれだけあるだろうかと思ったりするわけですか、これはこれとしても、これとは別個に今いろんな形態が出来て来て、機械操作オペレーションのみを委託するというような場合があります。そうしますと、機械を8時間1日稼働させるというのは至難の業だと思うので、機械オペレーター作業というのを例えば時間当たり給にするかどうかは別にしても、そういった一般作業とは別個に機械オペレーションを少し分離出来たらどうかなということを来年は検討していただきたいと思います。今ほど事務局からも10a当りの金額アップについては、労賃の上乗せ分を反映したということですけども、それは機械持ち込みでの仕事の総量としての単価アップでしょうから、機械持ち込みではなく、オペレーションのみの委託ということで、少しその辺も検討していただきたいと思いますので、申し上げました。以上です。

○議長

はい、それでは事務局

○事務局

今ほどの渡部委員からの要望と言いますか、ご意見でございますが、農政委員会の中で今ほどのようなご意見も踏まえながら検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

渡部委員よろしいでしょうか。

○渡部信夫委員

はい、わかりました。

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員

○小林千代松委員

13番小林です。農作業料金は最低賃金が上がったから、1.5パーセントあるいは据え置きということで説明がありましたが、稲刈作業がコンバインの場合20,300円と300円アップになっているわけなんです、刈取りから乾燥、籾摺りまでは35,900円で100円のアップなんです、これはやはり合わせた方が良くはないかと思うのですが、300円アップするようにお願いします。

○事務局

それぞれの作業ごとの単価のアップの金額が若干違うということにつきましては、その行われる作業の内容によってかかる労賃のパーセントをそれぞれ変更してございまして、それに見合う形で最低賃金の上昇分を計算しまして、あとは切りのいい数字に丸めた形で表記しているものですから、金額についても100円単位で上がるものですとか、逆に単価の上がる幅の狭いものについては据え置きとなった物もございまして、そのような観点から今回この内容でご承認、ご理解賜われればと思いますが、よろしくお願いします。

○事務局

今言われました、機械作業分、特に耕耘、代掻、田植等につきましては、だいたい昨年と比較しまして100円ほどアップしております。先ほど小林次長の方からも1.5パーセント、作業労賃が増えた分の2時間で割り返した1.5パーセントをそれぞれの前年の機械作業に対しての加算ということで、もともと刈取作業は適正な値段ということで示しておりますが、2万円に対しての1.5パーセントが加算されたということで、みな作業

については同じ率でかけ直したという結果でございます。それに合わせるという形になりますと、すべての作業のバランスが崩れてしまうということもございますので、このような金額で設定させていただきたいということでございます。

○議長

はい、大津康男委員。

○大津康男委員

2番大津です。農作業料金基準表はあくまで基準なので、私も農政委員をやったことがあるんですが、なかなか決まらないですが、決まらないで終わってしまうとしょうがないので、これはあくまでも基準表なので、あとはお互いの話し合いの上で決めてもらえば良いと思います。以上です。

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第92号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第15回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 5 : 4 1